

養子縁組あっせん事業の許可有効期間更新申請に関する御案内

日頃より、養子縁組あっせん事業の許可制度について、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、貴機関におかれましては、養子縁組あっせん事業の許可を受けておりますが、今年度、更新の時期を迎えられるので、養子縁組あっせん事業の許可有効期間更新手続について、以下のとおり御案内いたします。

1 制度概要

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下「あっせん法」という）の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

あっせん法では、あっせん事業の許可の有効期間を、当該許可の日から起算して3年としており、有効期間満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならないとしています。更新を受けた場合における許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年としています。

2 更新時期

現在受けている許可の有効期間満了日の6か月前～4か月前の期間内に更新申請に係る書類を提出してください。

書類の提出後、ヒアリング、欠格事項照会、実地調査等の手続きを行ったうえで、有効期間満了までに都から許可更新の決定を行う必要がありますので、必ず上記期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

3 更新申請書類及び作成にあたっての留意点

「民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可等に係る事務手続要綱」（以下事務手続要綱という） 別紙1に定める提出書類をご提出ください。

＜提出書類作成にあたっての留意点＞

○許可申請書（様式第1号）については、別添記入例のとおり、標題等を「許可有効期間更新申請書」としてご提出ください。

○更新申請にあたっては事務手続要綱の記載内容や、あっせん法等関連法令等も参照してください。事務手続き要綱及び関係法令は、5 ホームページ等に記載するリンク先からも確認可能です。

4 更新申請書類提出先及び問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

都庁第一本庁舎 28 階中央

福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親担当

電話 03-5320-4221

5 ホームページ等

事務手続要綱、関連様式、関連法令等は東京都福祉保健局ホームページにも掲載しております。

東京都福祉保健局ホームページ

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/satooya/assenkyoka.html>

※ または、一般の検索エンジンから「民間養子縁組あっせん機関 東京都」と検索いただきますと該当のページが出てきます。

民間養子縁組あっせん機関 東京都

検索